

「農林水産研究基本計画を踏まえた今後の国際研究行政のあり方」検討会開催要領

第1 趣旨

(1) 農林水産研究をめぐる国際環境の変容は大きく、昨年(平成27年)だけでも、開発協力大綱の策定、持続可能な開発目標の策定、環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意、地球温暖化対策に関するパリ協定の採択など大きな国際的枠組みの策定や変更がなされている。

このような状況の中、「攻めの農業」の推進に当たり、我が国の国際農業研究においては、オランダ等の農業先進国からの新たな知識の吸収等により、我が国に適した新たな技術や知を生み出すことの必要性が、極めて高くなっている。

一方で、開発途上国への支援に関しては、我が国が得られる利益も併せて考慮していく必要がある。

(2) 国際農業研究協議グループ(CGIAR)に関しては、近年の資金・人的貢献の低下等による我が国のプレゼンスの低下が著しいことから、今後の対応の方向性を検討する時期に来ているものとする。

(3) 農林水産省の国際研究行政にあつては、二国間、あるいは多国間の研究枠組みの中で様々な成果を挙げてきたところであるが、このような国際環境の変容に適切に対応した国際研究行政を推進していくことが急務の課題とされつつある。

このため、平成27年に決定された農林水産研究基本計画を踏まえ、国際環境の変容とその対応等を整理し、確実かつ円滑な国際研究行政の行動指針となる「農林水産研究基本計画を踏まえた今後の国際研究行政のあり方」を検討するための会を開催することとする。

第2 主な検討事項

「農林水産研究基本計画を踏まえた今後の国際研究行政のあり方」について検討する。

第3 検討会の構成

(1) 検討会は産業界、メディア、学識経験者等の外部有識者である委員により構成する。

(2) 必要に応じて検討会の委員を追加・変更できることとする。

第4 検討会の運営

(1) 検討会には座長を置くこととし、検討会の議事進行は座長が行う。座長は、委員の互選により選任するものとする。座長は座長代理を指名することができる。

(2) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(3) 検討会は公開とするが、企業秘密又は研究開発上の秘密保護等のため座長が必要と判断したときは、非公開とし資料等を非公表とすることができる。

(4) 検討会の議事要旨は、会議の終了後、ホームページで公表する。

(5) 検討会の庶務は、農林水産技術会議事務局国際研究官(室)が行う。